

中国と台湾がCPTPPに加盟申請

◆CPTPP加盟承認は全会一致が条件、加盟基準を堅持した議論が先決

21年9月、中国と台湾が相次いでCPTPPの加盟申請を行なった。2月に加盟申請をした英国とあわせて、3エコノミー（国または独立した関税地域）が新規加盟を目指すことになる。今後の流れとしては、まず締約国（発効国）からなるCPTPP委員会が、中国と台湾の加盟手続開始の可否を全会一致で判断し、承認すれば「加盟作業部会」を設置する。その後、加盟作業部会が中国と台湾に対する審査を実施し、それらを経て作成された報告書をもとに、CPTPP委員会が最終的な加盟承認の可否を決定する。

CPTPPは関税の自由化率が高く、WTOが定めていない電子商取引、国有企業、労働、環境などに関する規程を具備した21世紀型の新しいルールと称される。自由かつ持続可能な国際通商秩序を構築、拡大していくうえで、日本と密接なサプライチェーンを構築する中国と台湾が加盟申請したことの価値は大きい。一方で、経済安全保障や「1つの中国」原則などの観点から、中国と台湾の加盟申請を政治・外交問題として捉える向きもある。しかしCPTPPがWTOで認められる通商協定である以上、その加盟基準を堅持する前提で、中国と台湾が加盟基準を充足できるか否かを議論することが先決であろう。

◆中国のCPTPP加盟の障壁は高い：データの越境移動、国有企業補助金など

中国は20年11月に15カ国が署名したRCEPの構成国である。RCEPもCPTPPと同様、アジア太平洋地域におけるメガFTAであり、中国を含む8カ国が重複参加している。しかし関税の自由化や規程の先進性では、CPTPPが大きく凌駕している（表1）。

まず、CPTPPの加盟申請要件は「国または独立した関税地域」であり、中国も台湾も要件を充足している。次にCPTPP基準との整合性については、中国がクリアすべきハードルは高いようだ。ポイントは広く議論されている通り、①関税撤廃率、②電子商取引、③国有企業の扱い、④労働基準の4点である。特に②の電子商取引については、「TPP3原則」と呼ばれる、データの越境移動の自由、データローカライゼーション要求の禁止、ソースコード開示要求の禁止を充足するこ

とは、「データセキュリティ法」との兼ね合いから困難と言われている。また③についても、国有企業への補助金問題や政府調達市場の国外開放などの論点で充足できず、④は**団体交渉権や強制労働に関するILO条約を批准していない点や、新疆ウイグル自治区などでの強制労働疑惑事案を抱える状況では、極めて高いハードルと言わざるを得ない**。一方の台湾は、蔡英文総統が「全てのルールを受け入れる」とツイートするなど、中国と比べて問題は少ないと思われる。

委員会構成国との関係も注目である。オーストラリアは中国と貿易摩擦を抱え、ベトナムは中国と地政学上の問題を抱えている。メキシコとカナダは米国と参加する**USMCA**で「非市場経済国条項」の制約を受け、中国などの非市場経済国とFTAを締結すると、米国がUSMCAを終了するリスクを抱える。あくまでも審査は公正性をもって実施されるはずだが、要注目である。

表1：RCEPとCPTPPの比較

	RCEP	CPTPP
参加国	<署名> 日本、ASEAN（10か国）、中国、韓国、ニュージーランド、オーストラリア <寄託> シンガポール、中国、日本	<寄託・発効> メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム、ペルー <未寄託> ブルネイ、マレーシア、チリ <加盟手続中> 英国 <加盟申請中> 中国、台湾
発効	ASEANで6か国、非ASEAN署名3か国が寄託して60日後	18年12月（発効8か国のうちベトナム、ペルー以外で）
参加可能性国	（インド）	韓国、タイ、（米国）
GDP規模（世界比）	29.8%（日米貿易協定に次ぐ世界2位） インド参加で33.0%	12.9%（世界5位） 米国参加で29.8%
日本の貿易総額割合	46%	15%
関税撤廃率	91%	99%
原産地判定の厳しさ	ASEAN既存FTAレベル	RCEPより厳しいレベル
事前教示	可能なら90日以内（関税分類・関税評価・原産地）	150日以内（関税分類・関税評価・原産地）
WTO協定を上回る主な規定（WTOプラス）	投資（* 政府による技術移転要求禁止/ロイヤルティ規制禁止）、知的財産権、貿易円滑化など * CLM（カンボジア、ラオス、ミャンマー）3か国は義務免除	投資（政府による技術移転要求禁止/ロイヤルティ規制禁止など）、電子商取引、知的財産権、貿易円滑化、国有企業、環境、労働、規制の整合性、政府調達など
CPTPPにあってRCEPにない主な規定	国有企業、環境、労働、規制の整合性、政府調達市場の「自由化」、ISDS（*）など * ISDS：投資家と国の間の紛争解決手続き、RCEPでは「発効後2年以内に協議開始」と定めている	
「TPP3原則」とRCEP	データフリーフロー△、コンピュータ関連設備設置要求禁止△、ソースコード開示要求禁止×	

（出所）各協定文などから筆者作成、21年10月14日現在

◆ 加盟基準を充足する限りは、いかなるエコノミーも歓迎すべき

いかなるエコノミーであっても、CPTPPの高い加盟基準を充足し、「例外なく」順守し続けられる限りにおいては、加盟は歓迎されるべきである。WTOの機能が形骸化して久しいなか、企業にとっては、先進の通商規程を備えたCPTPPの加盟国が増えることで、国際通商秩序が安定し、事業の予見可能性が高まるメリットは大きい。21年のCPTPP議長国である日本の役割は、加盟基準に一切の例外を認めず透明な審査の実施に寄与すること、そして米国にCPTPP加盟を働き掛けることであり、産業界も政府へ粘り強く要望を出し続けるべきだ。 【田中雄作】